

令和6年3月25日
生活支援部医療保険課

国民健康保険料の改定等について

1 保険料算定の基本的考え方

- 特別区においては、統一保険料方式を採用しており、原則として本区の保険料については特別区統一保険料とする。
- 保険給付等に要する経費として東京都が決定する「国民健康保険納付金」等を賦課総額として、これを、被保険者からの保険料収入で賄うことを基本として保険料を算出する。
- 特別区独自の激変緩和措置及び段階的な法定外繰り入れの解消・縮減のため、賦課総額に算入すべき「国民健康保険納付金」については、平成30年度に納付金の94%を算入することを基準に、毎年度1%ずつ算入割合を引き上げることとしている。

2 令和6年度特別区統一保険料率の抑制措置

(1) 経緯

特別区独自の激変緩和措置の割合は、令和6年度に100%とする計画であったが、令和3年度及び令和5年度に当割合を前年度の数値で据え置く方針を採用した。そのため、令和6年度に計画上の100%とすると、保険料の急激な上昇が見込まれること、さらに、物価の高騰等により、被保険者の所得環境が引き続き厳しい見込みであることから、特別区長会として保険料率の上昇を抑制する措置の検討が必要と判断し、次の案を検討した。

- ① 従来通りの算定方法【本来】
- ② 特別区独自激変緩和措置の計画期間を、当割合を据え置いた2年間分延長し、令和8年度までとする【案1】
- ③ 特別区独自激変緩和措置の計画期間を、都内保険料水準統一に向けた第1段階である「納付金ベースの統一※」の達成時期である、令和12年度まで延長する【案2】

※東京都が納付金の算定において、市区町村ごとの医療費水準を反映させなくすること

- ④ また、単年度の負担抑制として新型コロナウイルス感染症の影響および財政安定化基金取崩額（償還分）である103億円の反映を行う。【案1】【案2】

(2) 検討内容

保険料の検討にあたっては、抑制効果、法定外繰入額、後年度への影響及び統一保険料の維持等の観点から検討

【算定結果（基礎・後期・介護の合算）】

参考：負担抑制がない場合

	本来	案1	案2	案1	案2
納付金組入率	100%	98%	97.7%	98%	97.7%
単年度負担抑制	無	有	有	無	無
所得割率	14.81%	13.85%	13.70%	14.39%	14.33%
均等割額	86,600円	82,100円	81,900円	84,700円	84,400円
法定外繰入額	0円	168億円	178億円	65億円	75億円
一人当たり保険料合計	206,431円 (+24,260円)	196,019円 (+13,848円)	195,361円 (+13,190円)	202,052円 (+19,881円)	201,395円 (+19,224円)

※ 法定外繰入額・・・令和6年度特別区繰入額

※ () 内・・・前年度比

【検討のポイント】

	検討のポイント
案1	保険料の抑制効果がある。後年度への負担の先送りが発生するが短期的である。
案2	保険料の抑制効果はあるが、長期的な負担の先送りが新たに発生する。

(3) 検討結果等

① 検討結果

保険料が抑制され、かつ特別区独自激変緩和措置の計画期間については、本来の保険料負担分との差額を将来へ先送りすることが保険料の伸びの要因になっていること等を鑑み、遅れた年数分について延長することが妥当であると判断し、案1で算定することとした。

② 抑制効果（基礎・後期・介護合算）

本来の算定方法に比べ、所得割率0.96P、均等割額4,500円の抑制効果

③ 法定外繰入

特別区全体で168億円の法定外繰入れを行う。

④ 令和6年度以降の措置

激変緩和措置期間の期間を2年延期し、令和8年度で終了するよう保険料を算定する。

3 令和6年度国民健康保険料案

項目		令和6年度	令和5年度	増減
基礎分	所得割率	8.69%	7.17%	+1.52P
	均等割額	49,100円	45,000円	+4,100円
後期分	所得割率	2.80%	2.42%	+0.38P
	均等割額	16,500円	15,100円	+1,400円
介護分	所得割率	2.31%	2.23%	+0.08P
	均等割額	16,500円	16,200円	+300円
一人当たり保険料合計		196,019円	182,171円	+13,848円

※ 介護納付金分所得割率について、区において算出した率を採用（特別区統一保険料：2.36%）

※ 均等割額の軽減措置について、5割軽減に使われる判定所得を29万円から29万円5千円に、2割軽減に使われる判定所得を53万5千円から54万5千円に、それぞれ引き上げ

※ 退職医療制度について、経過措置の廃止

4 令和6年度年間保険料試算

別紙1のとおり

5 政令指定都市との保険料率比較

別紙2のとおり

6 今後の予定

江東区国民健康保険条例改正案を令和6年第1回区議会定例会に追加提出予定

別紙 1

4 令和6年度年間保険料試算[単位：円]

①年金受給者(65歳以上)1人世帯 [世帯主(65歳のみ) ※基礎+支援

年収	100万円	153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和5年度	18,030	18,030	93,153	201,073	280,190	360,746	442,261	523,776	608,168	699,273
令和6年度	19,680	19,680	106,483	234,503	329,295	425,811	523,476	621,141	722,253	831,408
増減	1,650	1,650	13,330	33,430	49,105	65,065	81,215	97,365	114,085	132,135

②年金受給者(65歳以上)2人世帯 [世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし) ※基礎+支援

年収	100万円	153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和5年度	36,060	36,060	105,173	261,173	340,290	420,846	502,361	583,876	668,268	759,373
令和6年度	39,360	39,360	119,603	300,103	394,895	491,411	589,076	686,741	787,853	869,620
増減	3,300	3,300	14,430	38,930	54,605	70,565	86,715	102,865	119,585	110,247

③給与所得者(65歳未満)1人世帯 [世帯主(35歳のみ) ※基礎+支援

年収	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和5年度	18,030	31,968	145,451	212,581	283,547	360,267	436,987	517,543	603,853	694,958
令和6年度	19,680	35,098	167,861	248,291	333,317	425,237	517,157	613,673	717,083	826,238
増減	1,650	3,130	22,410	35,710	49,770	64,970	80,170	96,130	113,230	131,280

④給与所得者(65歳未満)3人世帯 [世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)+子(5歳・収入なし) ※基礎+支援

年収	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和5年度	45,075	77,043	205,551	272,681	373,697	450,417	527,137	607,693	694,003	780,313
令和6年度	49,200	84,298	233,461	313,891	431,717	523,637	615,557	712,073	815,483	875,210
増減	4,125	7,255	27,910	41,210	58,020	73,220	88,420	104,380	121,480	94,897

⑤給与所得者(65歳未満)1人世帯 [世帯主(40歳のみ) ※基礎+支援+介護

年収	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和5年度	22,890	40,514	181,498	264,238	351,706	446,266	540,826	640,114	746,494	858,784
令和6年度	24,630	43,810	204,920	301,520	403,640	514,040	624,440	740,360	864,560	995,660
増減	1,740	3,296	23,422	37,282	51,934	67,774	83,614	100,246	118,066	136,876

⑥給与所得者(65歳未満)2人世帯 [世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし) ※基礎+支援+介護

年収	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和5年度	45,780	78,664	227,278	340,538	428,006	522,566	617,126	716,414	822,794	925,058
令和6年度	49,260	84,860	254,180	383,620	485,740	596,140	706,540	822,460	946,660	1,061,838
増減	3,480	6,196	26,902	43,082	57,734	73,574	89,414	106,046	123,866	136,780

5 政令指定都市との保険料率比較

(基礎分+後期高齢者支援金分)

	令和5年度		令和4年度	
	所得割率	均等割額(平等割を含む1人世帯の場合)	所得割率	均等割額(平等割を含む1人世帯の場合)
特別区	9.59%(16/21番目)	60,100円(14/21番目)	9.44%(16/21番目)	55,300円(18/21番目)
札幌市	12.49%	65,010円	11.56%	62,690円
仙台市	11.21%	68,250円	10.14%	62,310円
さいたま市	9.61%	43,600円	9.68%	40,800円
千葉市	9.54%	64,080円	9.37%	60,840円
横浜市	10.30%	48,220円	9.77%	45,720円
川崎市	9.70%	52,018円	9.18%	48,457円
相模原市	8.35%	58,500円	8.35%	58,500円
新潟市	10.70%	56,100円	10.70%	56,100円
静岡市	8.38%	63,200円	8.38%	63,200円
浜松市	9.55%	66,000円	9.55%	66,000円
名古屋市	11.19%	60,508円	9.76%	55,362円
京都市	10.47%	57,530円	10.47%	57,530円
大阪市	11.87%	82,272円	11.46%	73,821円
堺市	11.54%	81,404円	11.19%	73,276円
神戸市	10.91%	76,150円	11.39%	76,300円
岡山市	10.45%	64,320円	10.45%	64,320円
広島市	9.45%	70,409円	8.64%	64,045円
北九州市	11.21%	69,170円	9.90%	63,370円
福岡市	10.03%	59,193円	9.93%	59,353円
熊本市	10.61%	77,300円	10.61%	77,300円

※1人当たり保険料については、公表しておらず、また、各市の所得が分からないため、算定はできない。

(参考)令和6年度特別区基準保険料率【最終案】と令和5年度の比較(基礎分+後期高齢者支援金分)

抑制案1	11.49%(4/21番目)	65,600円(9/21番目)	←納付金の98%を賦課総額に組入れた上で、基礎分に新型コロナウイルス感染症に係る医療費概算額及び財政安定化基金償還額相当額【合計103億円】を一般財源として投入
抑制案2	11.36%(4/21番目)	65,400円(9/21番目)	←納付金の97.7%を賦課総額に組入れた上で、基礎分に新型コロナウイルス感染症に係る医療費概算額及び財政安定化基金償還額相当額【合計103億円】を一般財源として投入